

18文科振第1号  
平成18年4月1日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局長

清水 潔

(印影印刷)

文部科学省大臣官房会計課長

合田 隆史

(印影印刷)

科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて（通知）

科学研究費補助金による研究のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、平成15年度予算から、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上、当該経費を翌年度に繰越して使用することができることとなっております。

このたび、研究者が繰越し制度を積極的に活用できるよう、平成15年7月29日付け15文科振第276号文部科学省研究振興局長・大臣官房会計課長通知「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」の留意事項等を下記のとおり改正しました。

については、「財政法(昭和22年法律第34号)」、「会計法(昭和22年法律第35号)」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」その他関係する法令に基づくとともに、下記の留意事項に従い取扱うよう教職員へ周知くださるようよろしくお取り計らい願います。

なお、平成15年7月29日付け15文科振第276号文部科学省研究振興局長・大臣官房会計課長通知「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」は廃止します。

記

1. 歳出予算の繰越しの制度は、歳出予算の性質及び会計年度独立の原則に対する特例であるので、文部科学大臣を通じて財務大臣へ承認要求を行い、財務大臣の承認を得る必要があること。
2. 歳出予算の繰越しに当たっては、国が翌年度にわたって支出すべき債務を負担すること（翌債）となることから、繰越した経費と翌年度予算により実施する補助事業の経費

は混同して使用することはできないものであること。

3. 科学研究費補助金において経費の繰越しの対象となるのは、交付申請書において確認できる研究計画であって、交付決定時には予想し得なかった要因による、研究に際しての事前の調査、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、当該計画部分に係る経費を繰越す必要が生じた場合であり、かつ、翌年度内に完了する見込みのあるものであること。
4. 別紙1の繰越し事由を踏まえ、研究代表者が上記3.に掲げる繰越しの対象となると判断した場合には、当分の間、研究機関の事務局を通じて文部科学省研究振興局学術研究助成課に事前に相談すること。その際、対処の方法として経費の繰越し以外には方法がないこと、厳に年度内の執行が困難であること、かつ、当該経費が補助事業の目的の変更を伴わないことについても、説明できるようにしておくこと。
5. 翌年度早期に執行を要するものについては、研究代表者は研究機関の事務局を通じて事由発生後速やかに相談の上、繰越承認要求の手続を行うこと。
6. 繰越承認要求の手続に当たっては、以下の点に留意すること（別紙2参照）。
  - (1) 事前相談に際して、研究代表者は繰越承認要求額及び繰越理由を記載した繰越承認要求書を研究機関の事務局を通じて文部科学省研究振興局学術研究助成課に提出すること。その際、繰越承認要求額は予定額でよいが、その算定に当たっては、①交付申請書において確認できる研究計画部分に係る経費であること及び②当該研究計画と繰越事由との関係を明確にするとともに、③その経費を繰越すことが必要である理由、算定根拠及び補助事業の完了時期を示すこと。
  - (2) 研究代表者は、上記(1)の事前相談の際には、繰越予定額で繰越承認要求を行うことができるが、審査及び承認と並行して、繰越額を決定するとともに通知に従い、一旦概算払いにより交付された科学研究費補助金のうち繰越相当分を文部科学省または日本学術振興会に、一時的に返還する必要がある。なお、繰越承認後に、繰越額が上記(1)の予定額を超えた場合には、新たに承認要求手続が必要となるので十分注意すること。
  - (3) 間接経費が措置されている課題については、原則、直接経費の30%相当の間接経費も返還することとなる。
7. 上記6.の承認要求に基づく審査の結果、繰越しが承認されなかった場合、一旦返還された上記科学研究費補助金は再交付しない。
8. 繰越しが承認された経費については、以下の点に十分留意して使用すること。
  - (1) 上記6.において返還された補助金及び間接経費は、翌年度に、支払請求に基づき交付を行う。

(2) 翌年度にわたって補助事業期間を延長し、繰越した経費により補助事業を遂行する際、繰越された経費による補助事業（以下「繰越事業」という。）と、翌年度分として既に内約されている補助事業（以下「内約事業」という。）は、同一年度(翌年度)に実施される補助事業ではあるが、本来別々の事業であることから、上記2.について特に留意すること。

(3) 繰越事業に係る経費を除いて本年度に実施される補助事業は、翌年度の4月30日までに会計年度終了時に報告する実績報告書として提出し（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第14条後段）、かつ、翌年度に実施される繰越事業を含む本年度からの補助事業全体の実績報告書については、改めて、当該補助事業完了後30日以内に文部科学大臣または日本学術振興会理事長に提出することとなる（同法第14条前段）。

したがって、例えば、翌年度において繰越事業を遂行する際、別途、内約事業がある場合には、①繰越事業を除く本年度の年度終了実績報告書、②繰越事業を含む本年度からの補助事業全体の完了実績報告書及び③内約事業の完了実績報告書をそれぞれ文部科学大臣または日本学術振興会理事長に提出することとなる。

9. 繰越した経費の再繰越しは、原則として認めない。

担当 研究振興局学術研究助成課／企画室  
電話 03-6734-4091／4092

## 科学研究費補助金における繰越し事由

繰越しの対象となるのは、下記「Ⅰ」の6つの繰越し事由のいずれかに該当し、交付申請書において確認できる研究計画の一部に係る経費を繰越すことが必要な場合であり、かつ、翌年度内に完了する見込みのあるものである。

また、下記「Ⅱ」に繰越し事由ごとに具体例を示しているが、繰越しの具体的理由はこれだけに限られるものではない。

### Ⅰ 繰越し事由

- 1 研究に際しての事前の調査
- 2 研究方式の決定の困難
- 3 計画に関する諸条件
- 4 気象の関係
- 5 資材の入手難
- 6 その他のやむを得ない事由（1～5の事由に類似した事由に限る。）

### Ⅱ 繰越し事由の具体例

#### 1 研究に際しての事前の調査

・〇〇の材料に関する研究を行うに当たって、これに用いる関連材料について、当初の計画においては予見し得なかった新材料が他の研究グループにおいて開発されていることが〇月に判明したため、これを用いるに際し、その材料について事前に解析・調査を行う必要が生じ、研究が〇ヶ月遅れ、年度内完了が困難となった。

#### 2 研究方式の決定の困難

・〇〇に関する材料の研究開発において競争関係にある〇〇研究所の開発した材料が、当初予見していた〇〇の条件下であっても、全く別の内的要因により十分な強度を保つことができず事故に至ることが報告され、〇〇研究所が開発した材料と同程度以上の世界最高水準の厳しい条件下で現在研究している材料についても、〇〇条件の克服だけでは、十分に信頼性の高い材料開発が困難であることが明らかとなり、研究方式を再検討する必要が生じ、この検討に予想外の日数を要したため、年度内完了が困難となった。

### 3 計画に関する諸条件

・〇〇に関する国際シンポジウムを〇月に開催する予定でいた。その際、海外招へい研究者に講演を依頼し、また本人からの同意を得ていたが、開催直前になって自己都合により欠席することとなった。この研究者は〇〇の研究に関し国際的に著名な研究者であり、同研究者の講演なしにシンポジウムを開催することはできないため、翌年度にシンポジウムを延期し、再度日程調整等の必要が生じたことから、年度内完了が困難となった。

・予定していた〇〇国〇〇研究機関における、〇〇に関する国際共同研究において、〇〇国内における〇〇の事故により、相手方より共同研究について〇ヶ月延期してほしい旨依頼があり、年度内完了が困難となった。

・〇〇月に開催されたシンポジウムにおいて、研究成果の発表を行ったが、その時の参加者との意見交換において、当初の研究計画において行おうとしていた研究の一部について、別の研究グループが既に行っており、その方法では解決できないことが判明したため、当初の研究計画を変更する必要が生じ、その変更で予想外の日数を要したため、年度内完了が困難となった。

・当初の研究計画は〇〇について卓越した技量を持った研究者である〇〇研究者（研究支援者）に参加頂くこととしていたが、〇〇研究者（研究支援者）の所属先研究機関での研究に予期しない重大な遅延が生じ、当該研究への参加が遅れてしまい、〇〇研究者が担当する実験が半年間まったく出来なかったため、全体の研究計画の進捗が遅れ、当初の研究計画を変更する必要が生じ、年度内完了が困難となった。

・ロボットの試作を行うに当たって、当初の計画においては、〇ヶ月をかけて様々な解析手法や評価方法を開発し、その手法を用いて新しいロボットの試作を行う予定であったが、〇〇の発生により、その開発に予想外の日数を要したため、当初研究計画通りに試作を行うことができなくなり、年度内完了が困難となった。

・研究を実施していく中において、〇〇の事象が生じたことで当初予定していた成果が得られないことが判明したため、当初の研究計画を変更する必要が生じたことにより、その調整に予想外の日数を要したため年度内の完了が困難となった。

・研究の進展に伴い、当初予想し得なかった新たな知見が得られたことから、その知見を使用し十分な研究成果を得るために、当初の研究計画を変更する必要が生じたことにより、その調整に予想外の日数を要したため年度内に完了することが困難となった。

#### 4 気象の関係

- ・〇〇地方における〇〇に関する研究において野外調査を予定していたが、例年になく豪雪（台風、豪雨など）により必要な研究環境が確保できず〇か月間の遅れが生じたため野外調査の年度内完了が困難となった。

#### 5 資材の入手難

- ・〇〇に関する研究に係る装置の運転に必要な〇〇について、物品供給契約を〇〇株式会社との間で締結していたが、当該会社の工場が〇〇により被害を受け、その復旧に予想以上の日数を要し、当該部品の納入が約〇ヶ月遅れることとなり、年度内完了が困難となった。

- ・当初の研究計画を実施する上で不可欠であった装置の一部が〇〇月に故障し、部品を交換しなければならなくなったが、当該部品が特注品であるため、納品まで〇ヶ月を要し、翌年度にならなければ納品、据え付けができないことから、年度内完了が困難となった。

- ・飼育室で飼っていた〇〇匹のトランスジェニックマウスのうち、〇〇匹が伝染病に感染し、当該年度の実験に必要なマウスを確保することができなくなった。当該マウスは特殊な遺伝子操作を行ったものであるため、他からの入手に手間取り、当初の研究計画で予定していた実験の一部が遅れ、年度内完了が困難となった。

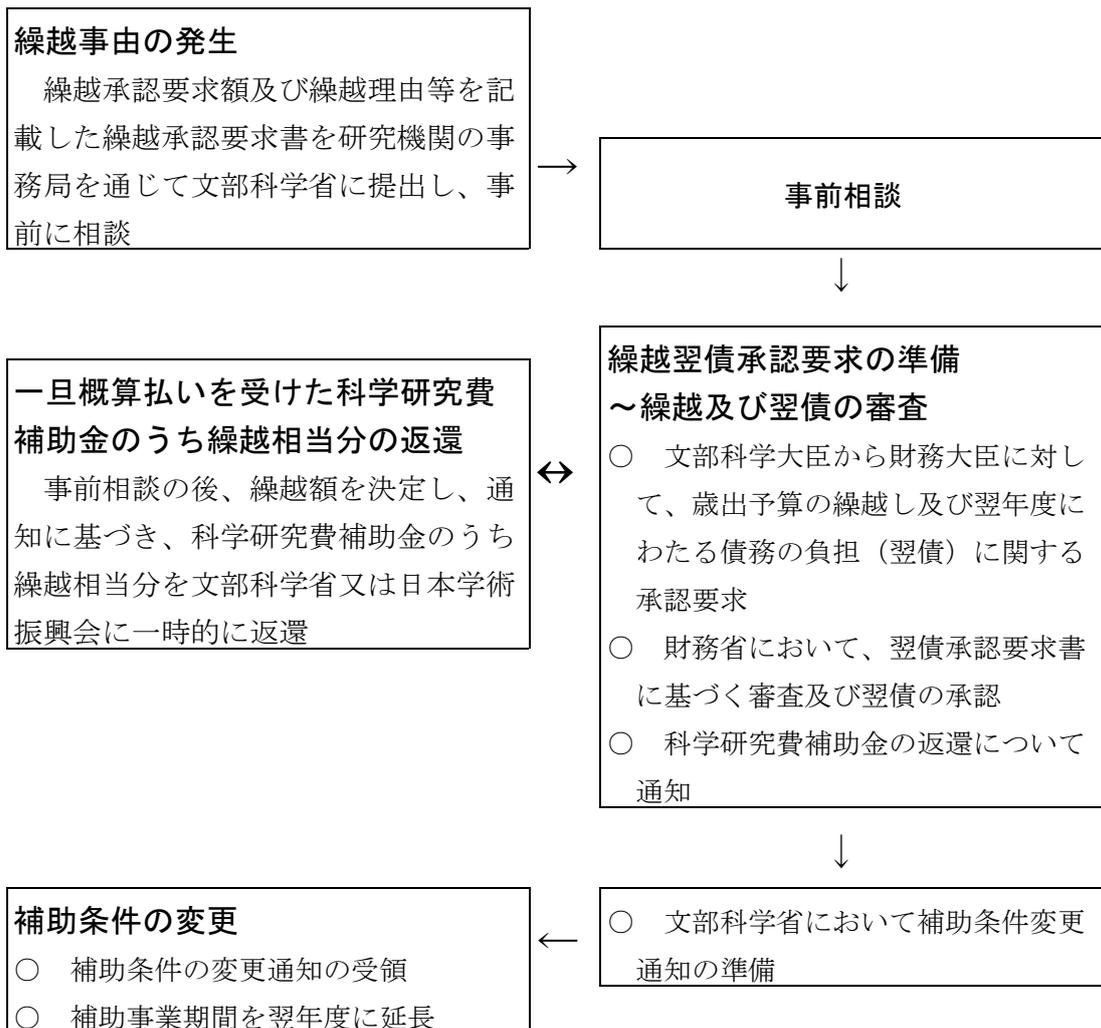
- ・臨床研究を行うに当たって、〇〇名の患者から血液を採取して解析する予定であったが、〇〇名の患者からしか協力を得ることができず、年度内に必要数を確保することができなくなり、年度内完了が困難となった。

- ・圃場において栽培していた実験用植物が、夏場の高温により病虫害の被害を受け、実験に用いることができなくなったが、これに代わる実験用植物の他からの入手が遅れたため、当初の研究計画において予定していた実験の一部の年度内完了が困難となった。

科学研究費補助金における繰越及び翌債の手続の取進め — 抜粋 —



《当該年度の手続》



《翌年度の手続》

